

平成28年度～30年度  
権利擁護専門部会 報告書

○意思決定支援を考える～障害者の投票行動支援の現場から～

○文京区における成年後見制度について

文京区障害者地域自立支援協議会  
権利擁護専門部会

## はじめに

文京区障害者地域自立支援協議会、権利擁護専門では、平成 28 年度から平成 30 年度の 3 か年、親会からの下命事項に基づき、「意思決定支援」および「成年後見制度」についての検討を行った。この検討内容を報告書としてまとめたものである。

平成 31 年 3 月 19 日

## 【目次】

- 1 意思決定支援を考える ～障害者地の投票行動支援の現場から～ P. 1
- 2 文京区における成年後見制度について P. 7
- 3 権利擁護専門部会 部会員名簿 P. 11

意思決定支援を考える  
～障害者の投票行動支援の現場から～

## 1. はじめに

文京区では、障害のある方が地域において自立した生活を営むことができるよう、相談支援体制や地域の障害福祉に関するシステム等について協議を行う場として、学識経験者、精神科医師、障害者相談員、相談支援事業・障害福祉サービス事業関係者、区職員等により構成される文京区障害者地域自立支援協議会（以下「親会」という）を設置、その下に、相談支援専門部会、就労支援専門部会、権利擁護専門部会、障害当事者部会の専門部会設置し、支援体制等の協議を重ねてきた。

私ども、権利擁護専門部会（以下「当部会」という）では、親会からの下命事項「成年後見制度、意思決定支援のあり方など、障害者の権利を守る仕組みを検討する」に基づき、障害者の権利擁護に関する理解の促進や意識の涵養、観点の敷衍に向け、検討と活動を続けてきた。

下命事項の大きな柱としている成年後見制度については、障害者支援での特徴的な課題などについて議論を重ね、親亡き後の支援の在り方や制度利用の長期化などを明らかにしてきた。本件は、成年後見制度利用促進法や、それに基づき策定される成年後見制度利用促進基本計画の協議において、障害者支援の特性を盛り込むことができるよう、さらにブラッシュアップしていくことにしている。

もう一つの大きな柱である意思決定支援については、2014年の「障害者の権利に関する条約」への批准を契機に、議論の主軸になっており、また、当部会においても、権利擁護を専門に協議するという位置づけを踏まえ、侃々諤々の議論を積み重ねてきた。

本報告では、当部会として意思決定支援についての見解がまとまったので、これまでの議論の経過や、今後の方向性についても含め、報告する。

## 2. 経緯

当部会において、意思決定支援について深め、広めるという下命事項は、権利擁護の観点からは、常に基礎をなす概念であると考えられるが、意思決定支援と明文化されたのは平成28年度の下命事項からであり、平成28年度は、様々な角度から「意思決定支援」や「障害者の生活の実態」について調査・研究を行った。

平成29年度においては、それらをさらに深めるため、また抽象的な議論に終始しない為にも、具体的な活動計画を立てることになり、委員より情報提供があった「リアン文京」における投票行動支援を取り上げることとされた。

リアン文京は、知的障害者の入所施設でもあり、比較的重度の障害をお持ちの方が利用される施設であることから、投票するには、いろいろなフェーズにおいて困難な状況が想像されたのであるが、投票行動は意思決定そのものであり、意思決定支援の具体的な行動として投票行動支援をとらえることによって、当部会における理解の促進に、具体的なイメージを共有する題材として適切ではないかと、見解の一致に至った。

### 3. 投票行動支援の研究

研究方法については、リアン文京において実施された投票行動支援について、担当者の話を聞くこと、および、投票行動支援を実施している他施設や他自治体の情報を収集し、委員会において協議することで行った。

#### ○調査（聞き取り内容）

リアン文京の担当者から、次の項目についてお話を伺った。

- ・投票行動の支援を行おうと思った経緯
- ・今回の投票行動支援を行うまでの活動等
- ・選挙管理委員会との協議内容
- ・ほかに参考とした活動等
- ・他職員への説明と合意形成、意識の共有等に意を用いたことなど
- ・利用者への配慮や懸念事項等
- ・当日の様子
- ・投票後の様子
- ・ご家族や関係者等の反応や感想等

他に投票行動支援を行っている施設等の状況について情報収集を行った。

- ・滝乃川学園での様子
- ・狛江市での取り組み

### 4. 調査結果（概要）

リアン文京の運営法人は、これまでも投票行動の支援を行っていたとのことから、さほど突飛な発想としてではなく、選挙（投票）に行けない人には、サポートすればよいのでは、と考えていたとのことである。入所施設であるが、住民票を異動している人がすべてではないことや、親やこれまでの関係者から投票支援のオーダーがなかったことなどから、実施に向けての準備にご苦労はあったものと聞き取れた。

ただし、当該法人とその職員の福祉に対する意識の高さと、成年被後見人の選挙権が回復した情勢など、権利擁護の意識が高かったことが基盤にあったと考えられる。

投票所については、期日前投票<sup>1</sup>を行っている場所へ移動支援することで投票支援を行ったことも経験されているが、ロケーションからも、慣れ親しんだ施設内での投票が望ましいと考え、不在者投票<sup>2</sup>の仕組みを活用した、との報告もあった。この方法については、病院や特別養護老人ホームなどで多用されて実績がある方法だが、障害施設での活用は、不在者投票の施設向けの説明会にリアン文京しか参加していなかった（文京区内に入所施設はリアン文京のみであることは考慮すべき）ことを勘案すると、あまり広まっていることではないのかとも考えられた。

職員への説明や合意形成については、前述の当該法人の意識（の高さ）に由来するのか、特に説明やエピソードはなかった。法人や施設によっては、この部分に障壁があることも考えられる。

---

<sup>1</sup> 期日前投票制度は、選挙期日前に、期日前投票所で確定投票できる仕組みです。

確定投票ですので、選挙権の確認もこの場で行い、投票後で選挙期日前に転出や死亡などで選挙権を喪失したとしても有効です。

<sup>2</sup> 不在者投票は、仕事や旅行などで名簿登録地以外の市区町村に滞在している方や、指定病院等に入院等している方などは、その市区町村や病院内等で投票できる仕組みです。

投票日に選挙権を確認し、そこで確定となりますので、選挙期日までに転出や死亡などで選挙権を喪失した場合は無効となります。

投票当日に向けて、プレ投票を幾度か行うなどの工夫や、障害特性を考慮した、個別の投票方法を検討するなど、いろいろ工夫されていたものの、公示から投票までの期間が短く、どのような立候補者がいるのか、どのように選ぶのか、などの事前準備は、ほとんどできなかったとのことであった。

投票後のご様子としては、投票を終えた利用者が「誇らしげ」にされていた、との報告があった。大きなことを成し遂げた、という実感を得られたのではないかと推測されるが、この様な、一種の成功体験を積むことは、今後のすべての活動において、有益な事であろうと考えられる。実際、あまり間を置かず次の選挙があったのだが、初回よりもスムーズに投票できたとの報告であった。

ご家族の反応も報告された。重度の障害をお持ちの方であり、投票などできると思っていなかったのだが、可能性はあるのだという前向きな認識を新たに持ったことや、ご本人の成長を喜ぶ様子があったとのことである。報告中にはなかったが、施設職員の権利擁護意識の高さに対する高評価も含まれていたことと推測される。

滝乃川学園の取り組みについては、この分野においては歴史のあることとして、すでに立会演説会を開催するなど、ひとつの到達目標としてとらえられた。

狛江市での投票行動支援については、かなりの部分で選挙管理委員会のご助言やご配慮があることを確認した。詳細を多くは記載できないが、例えば、投票者を選ぶ際に、投票用紙に記入ができなければ、候補者一覧を指さしてもらい、二度、同じ人を指させば代筆する（手法については、各種あるものと思われるが）など、いわゆる合理的配慮については考慮いただいているとのことであった。

## 5. 議論・協議の内容

### ○意思決定支援について

意思決定支援の理解については、ひとつには「意思決定とはなにか」と、もう一点として「意思決定を支援するとは何か」について、理解を深めるべく、議論を重ねた。ただし、学術的にも、いまだ明確な定義はできていないとのことである。

そこで、当部会では、「意思」として、例えば、昼食のメニューに、カレーもラーメンもある場合、どちらか選べると理解することや、どちらを選ぶのも自由であるが、その選びかたとしての「好み」を、自由意思によって「選べる」。そのようなことで意思決定を理解したらよいのではないかとした。

また、意思決定を語る際、自己決定との相違点がクローズアップされるところであるが、自己決定については、決定までのプロセスに、各種条件・要件や、決定に伴う責任についての理解など、かなり重要な決定を含むことが多いと考えられる。意思決定においては、それらを否定するものではないが、より身近で、先の例のように、昼食のメニューのような、日常的なところから含まれるものであると解釈した。

なお、この選択においては、知的障害や発達障害、パワレスな状態にある方々にとっては、それら日常的な意思決定場面においても、最初から無理だと評価され経験すらできなかつたり、失敗体験が蓄積されたりするなどにより、自らの意思を決定できなくなっている可能性についても留意すべきである。

さらには、あらたな事への適応や獲得についても、伝統的カナータイプの自閉症スペクトラム症の方とえば、新しい物・事への適応が極めて難しいとの認識が一般的であろうと考えるが、特別支援教育の現場においては、反復することによる環境への適合やあらたな獲得が報告されているところである。

### ○意思形成支援

投票行動支援を題材として意思決定を研究するということについては、選挙という、国民にとって極めて大事な行為を取り上げたという認識が委員間に存在していた。これは、至極当然なことであるが、投票

行動に移る前に、だれに投票するかを、いかに「選ぶ」という判断が存在する、換言すれば、選ぶことが出るのだろうか、というご指摘がなされた。

この件については、端的には、我々は、立候補者の主張や公約をすべて知悉し、比較検討し、自身の主義主張との合致度等を勘案し、投票行動につなげているのであろうか。いや、そうであるとは限るまい。

つまり、どのように選んでもよいし、どのように選ぶべきか規制されるべきでもなく、掣肘されることではないのであるが、では、どうして障害者（おそらくは知的障害者）は、「自身で選べないのだから投票は無理である」とされてしまうのであろう。

この議論には、かなりの時間を費やした。先にも述べた、「選ぶ」機会すら奪われていたこと、チャレンジ・体験を続けることにより、意識も育っていくことが期待できること、行動することにより、考えているだけでなにも行動しないよりも得るものはるかに多く大きいこと、が確認できた。

他方では、支援者の態度や言動、その他の行動等により、投票行動に影響を及ぼすのではないかという支援者側の迷いや負担も明らかとなった。福祉関係者の矜持は、政治思想的なものについて中立であることだと考えるが、選挙（投票）は、まさにその政治思想的な行為であり、本人へコミットすること、コミットしたと思われることは避けたいことである。

この件に関しては、選挙管理委員会の公正な選挙の実施に関するご助言やサポートが期待できることが確認できたので、ぜひ、相談してほしい。

このように、投票行動という意思決定の現場において、まずは行動（投票）してみることが大事であることを確認したが、そのまま、いつまでも「何も考えず、準備せず、いきなり自由に投票する」ことではよろしくないことも確認できた。

これこそ、表題にあげた「意思形成支援」とはなにか、どのように進めたらよいか、という議論に発展したのであるが、投票行動にかぎらず、選べないのではなく、選ぶ機会がなかったので選びかたがわからない、という理解が妥当ではないかとなった。

意思形成については、体験する機会を多く持つこと、先の例にあげた「カレー」と「ラーメン」を選ぶにしても、どちらも食べたことがなければ選べないのであるから、選びかた云々より、まずは体験すること、その機会をできるかぎり多く持つこと、および、支援者関係者においては、それらが意思決定支援において、極めて重要な事であることと共通認識することが要諦であることを確認した。

投票行動については、経験することによって、次からは「どう選んだらよいか」などの意識向上も期待できることであり、また、当事者委員からも、選挙に関する事前学習の機会などあったらよいのではないかと、などの意見もあり、選挙期間にかぎらず、それら機会の創設や、関係機関の意識変容も促していく必要があるのではないかと、との見解も導き出された。なお、この様な取り組みは、滝乃川学園ですでに現実化している。

#### ○意思表出支援

意思－表明－支援と言い換えてもよいと思われるが、意志が形成され、その意志が決定されたとしても、それが表出（表明）されなければ、意思決定は完結しない。

先の投票行動支援の場に当てはめてみると、だれに投票するか選び、決めたとしても、投票箱に投票用紙を入れるなどしなければ、意思決定は完結しない。これは容易に理解できることである。障害分野においても、たとえば身体障害のある方にとっては、投票所が坂の途中にあるとか、段差が大きいとか、天候不順である（例えば雨とか雪）とかで、投票所までのアクセスに課題があり、投票行動が完結しない、な

どがこれまでも見られた。これらは、いわゆる合理的配慮などで、かなり改善された。たとえば、身体障害が重度であるなどの場合、郵送での不在者投票も可能である。

その他の障害ではいかがであろうか。これらの議論や意見も出された。これは障害がなくとも経験することとも思われるが、だれに投票するか考え、準備して投票所に着いたとしても、その場の雰囲気や立候補者の数などから、だれに投票しようとしていたのか混乱してしまう、などのご意見もあった。

また、投票所という日常と大きくかけ離れた環境での行為となる。これら、環境の整備や、はたまた模擬体験を積み重ねることが必要ではないだろうか。たとえば、投票所にある記載台の特殊性である。日常生活で、あのようなアルミの板に囲まれた狭い場所で文字を書く、そのようなことがあるであろうか。そうであれば、ひとつは、そのような環境に慣れること（体験しておくこと）と、もう少し条件の適合性が高い環境を用意いただくこと、などがある。

記載台については、車いす用の記載台は、多少は左右幅があるので、閉塞感は少し緩和される。であれば、椅子さえあればその場所で記載することも可能であろうから、多少の条件緩和になるのではないだろうか。

そのように、現有設備の工夫や、障害特性の情報提供など、選挙管理委員会等との相談や協議によって、かなりの部分は改善されるであろうし、設備の事前体験などもありうるので、取り組むには十分な環境になっていると考えられる。

#### ○行動することの効果

先の報告にもあったが、投票後の「誇らしげな様子」のほか、だれに投票したのかはともかく、政治のニュース等を気にしている様子が見られたとのことであり、当事者の意識の変容は確実にあると考えられる。<sup>3</sup>

このような報告から、投票行動などの、権利擁護の活動を行うにあたり、全ての職員や関係者に、その権利擁護の意識が共有されていなければ、このような行動が起こせないこと、および、このように行動することによって、さらに意識の共有が高まり、結果として、権利擁護の観点の高い職員が育ち、よりよい施設風土が醸成されるのであろうと結論づけられた。

要するに、そのような意識の高い職員らでなければ、投票後の彼ら（当事者）の変化に気づくこともないであろうし、それらに気づくことができる職員らは、さらに積極的に、当事者の権利擁護という観点に基づいた支援を行うのであろうとの観測である。

#### 6. 投票支援における意思決定支援とは

当部会における検討は、投票行動を支援する行為そのものを主眼とはしていない。しかし、前段の確認事項として、投票行動は、意思決定そのものの行動であり、それを支援することは、すなわち意思決定支援であると位置づけられた。

この確認事項で特筆すべきことは、この支援活動が、単なる支援の一具体案ではなく、本人や家族、関係者、はたまた議論にかかわった人たちにおいても、行動変容や意識の変革が起こったことである。

前段でも述べた、「投票などできるわけがない」と、これまでは考えたことのないご家族であっても、チャレンジすることの意義を感じていただいたであろうし、リアン文京のスタッフも、投票後の彼らの変容

---

<sup>3</sup> この件は、だれに投票したか知らない、かつ施設関係者でない第三者が観察しなければ、この意識の変容を評価できないことは理解しているが、ここでは、その意識変容の確実性は問わず、なんらかの変化が起こっているようだ、と関係者が思えることを重要としている。

を肌で感じ、行動を起こすことの意義について再認識したであろうと考える

我々、当会の委員も同様である。当初、投票について、だれに投票するかなどの選択と決定は、その情報量及び理解力等から、かなり難しいものと捉えていたのではないだろうか。それが、この支援のプロセスに接することにより、最初からできないと考えていること、それこそ権利侵害であると確認できた。

## 5. 今後の展開

前述の、行動してみることの大きな成果についてまとめ伝えることにより、投票行動の支援活動を通して、意思決定の在り方とその支援の方策、観点について体験していただくことが必要と考えている。

具体的な行動は、投票支援の仕組みであるので、自治体によっても差異は生じると思われる。しかし、文京区における実績を紹介することや、他での実施を検討している所があれば、その実施に協力し、その結果を文京区の障害福祉、権利擁護の推進にフィードバックすることが出来るのではないだろうか。

今回の、投票行動の支援は、ひとつの具体策でしかなく、本来の意思決定支援は、さらに広い分野や活動に必要な概念であると考えているが、権利擁護や意思決定などは、概念的な要素が強いことから、具体的もしくは客観的にとらえることが難しい物とも理解している。

総じて、特に知的障害のある方や新しい行動をとることが難しい方にとって、成功体験を体感できることは数少なく、投票行動など具体的な行動を多くとることにより、あらたなチャレンジにつながり、またその体験や活動が、多くの人に伝わることによって、権利擁護が、どちらかが擁護する・擁護されるなどの観点で語られることなく、ノーマライゼーションが意識せずに実現できる社会の醸成につながっていくのではないだろうか。

## 文京区における成年後見制度について

### 1. 成年後見制度における意思決定支援

成年後見制度は、判断能力が不十分な方の権利擁護のための制度の一つである。そして、後見人は、本人の意思を尊重し、本人の心身の状態や生活状況に配慮して、その職務を行う身上配慮義務がある。(民法第858条) によって、本人の意思決定支援は成年後見制度において重要であり、当部会においても、まず、成年後見制度における意思決定支援を検討していくこととなった。

平成28年度第2回当部会において、成年後見人でもある委員から、成年後見実務における意思決定支援について報告があった。後見人として悩むのは、本人の意思と客観的利益が一見対立し、本人の意思をそのまま実行すると、後見人としての責任が問われかねない場面である。具体的事例として、本人が自身での通帳管理を強く希望するケースや、本人がキャンブルをしたいケースがあげられた。これらのケースに対し、まずは、本人のこだわりや思いを尊重し、信頼関係を築きながら日々の金銭のやり取り等をフォローすることで対応しているとのことであった。報告を受けて、本人の意思決定を認めて本人との関係づくりが大切と考えさせられた、後見人だけでなく地域のチームでの支援することにより、民生委員など地域住民も入ることによって色々な立場から本人の意思を聞くことができるのでは、といった感想や意見があげられた。

### 2. 権利擁護の観点からの成年後見制度

しかしながら、本人の意思を尊重した成年後見実務は一般的とは言えず、特に、専門職後見人の場合、財産管理に偏りがちで、意思決定支援や身上保護(民法上は身上監護)が十分とは言えないとの指摘もある。部会内においても、年数回しか本人に面会しない専門職後見人の存在や、十分な説明を受けずに専門職に通帳等を預けてしまったので取り戻したいという本人からの相談事例の報告があった。

また、実務において障害者の後見制度利用が非常に少ないという報告があり、文京区の区長申立てにおいてもその多くは高齢者対象であり、障害者対象は少ないとのことであった。障害者の親の立場からは、高齢者と比べて後見制度の利用が長期となり、本人と信頼関係を築ける後見人の確保が難しいことに加え、後見報酬の負担の大きさも後見制度利用の妨げになっているとの指摘もあった。

また、地域での本人支援の現場においては、認知症の親と精神障害の子の同居など、複雑なケースも少なくなく、後見人だけで対応できるものではなく、地域での対応が必要となるとの指摘もあった。

### 3. 成年後見制度利用促進法及び成年後見制度利用基本計画

国としても、成年後見制度は必要な方に十分に利用されておらず、利用状況も偏りがある(後見・保佐・補助の3類型のうち後見利用が8割であり、申立の動機も財産管理が最も多い等)との現状認識から、成年後見制度の体制整備のため、平成28年5月成年後見制度の利用の促進に関する法律(以下、「利用促進法」という)が施行され、平成29年

3月には成年後見制度利用基本計画（以下、「国基本計画」という）が閣議決定された。国基本計画のポイントは、①利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善、②権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、③不正防止の徹底と利用しやすさとの調和である。また、国基本計画に基づき、市区町村は地域の特性を生かした市町村基本計画を策定する努力義務がある。

当部会においても、利用促進法及び国基本計画の内容を理解した上で、市町村基本計画策定及び地域連携ネットワークの構築に対応していくこととなる文京区に対し、障害者の権利擁護の視点から提案等を行っていく必要があると考えた。

#### 4. 利用促進法等の学習会及び意見交換会の開催

当部会では、当部会での利用促進法等の検討の前に、今まで制度利用を検討した方も多いと思われる障害者の家族の方々を対象に学習会及び意見交換会を開催し、制度及び利用促進法等への要望等の確認を行うこととした。

学習会では、利用促進法制定等の経緯、国基本計画のポイント等の説明に加え、成年後見人でもある委員より、制度等に対する私見（後見報酬の問題、専門職後見人による「身上保護」軽視問題、高齢者に比して障害者の利用が少ない点の指摘等）の説明があった。

意見交換会では、知的障害者のケースで、本人も慣れ親しんでいる施設で生活し、財産管理も安定している場合、親としては、今のままで問題はなく、長期間の後見人報酬をかけてまで後見制度を利用しようとは思わないとの意見があった。また、専門職後見人の印象は財産管理ばかりで、本人の希望をくんだ対応をしてくれるとは思えないという意見や、後見人には（専門職ではなく）本人を理解してくれている施設の方になって欲しいとの意見もあった。（この意見に対しては、施設側の方から、利益相反となるため施設関係者は後見人にはなれないとの説明があった。）このように、後見人の担い手や報酬面から制度利用を躊躇しながらも、親亡き後への不安は大きく、事前にどのような対応をしておけばいいのか知りたい、後見制度を利用しないまでも気軽に相談できる窓口が欲しいとの要望も共感が大きかった。また、身上保護の内容が不明確であり、具体的にどのような事を後見人がしてくれるのかを知りたいとの要望もあった。

#### 5. 当部会における利用促進法等の検討

上記の学習会及び意見交換会の結果を受けて、当部会においても利用促進法等の検討を行った。

第三者（専門職）が後見人となることへの抵抗感が強かった点については、まずは専門職が身上保護を重視した後見業務を行うことが大前提であるが、第三者が関わることにより本人支援の幅が広がり、さらに国基本計画の地域連携ネットワークが機能すれば、地域の様々な立場から、より幅のある継続的な本人支援ができるようになり、親亡き後の不安の解消にもつながるのではないかとの意見があった。また、後見人の担い手として、地域における市民後見人の育成も重要ではないかとの意見があった。

後見人報酬の負担が重く利用を躊躇してしまうという意見については、後見制度では介護保険等のような保険制度がなく全額自己負担となり、特に長期となる障害者の場合は負担感がさらに大きくなるのであり、国基本計画では十分に取上げられていないこと自体も問題であり、公的助成制度の改善及び予算対応等が必要であるとの意見があった。（なお、家庭裁判所も、現在の財産額による報酬基準の見直しを行っているとのことである。）

障害者について気軽に相談できる窓口が欲しいとの要望については、既存の相談窓口（社会福祉協議会権利擁護センター等）の紹介だけでなく、相談しやすい体制の整備が必要との意見があった。また、相談というとハードルが高く感じることもあるため、今回開催した意見交換会のような会を開催する提案もあった。

成年後見制度は障害者の権利擁護のための一つの制度であり、成年後見ありきで考えない姿勢も重要との意見もあった。

文京区における市町村基本計画策定及び地域連携ネットワークの構築はこれからであり、当部会としても、引き続き、障害者の権利擁護の視点から、成年後見制度の検討を行っていく所存である。

以上

文京区障害者地域自立支援協議会 権利擁護専門部会 部会員名簿

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
(親会委員)			
文京槐の会	松下 功一 (部会長)		
就労支援センター	大形 利裕		
文京地域生活支援センターあかり		安達 勇二	
(部会員)			
社会福祉士	新堀 季之 (副部会長) (高齢者あんしん相談センター駒込)		
基幹相談支援センター	美濃口 和之		
あせび会支援センター	井上 遼大		
弁護士	浦崎 寛泰		
司法書士	箱石 まみ		
民生委員・児童委員	中村 智恵子		本山 隼子
知的障害者相談員	賀藤 一示		
当事者委員	杉浦 幸介		
当事者委員	久米 佳江		
権利擁護センター	田沼 綾	佐藤 真魚	平石 進
(区委員)			
知的障害者福祉司	永尾 真一		
身体障害者福祉司	望月 大輔	渋谷 尚希	
予防対策課保健指導係長	小谷野 恵美		
(事務局)			
文京区社会福祉協議会	伊藤 美穂子		林 悦子